

2018年（平成30年）2月23日

株式会社 アイソルート
代表取締役 野田 雄彦 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
専務理事 磯辺 浩一

（再）問合せ

当機構の「問合せ」（2018年2月19日付）に対し、ご回答いただき、ありがとうございました。

貴社からの2018年2月20日付回答の趣旨の確認と、新たな問い合わせです。ご回答をお願いします。

1.旧申込み規定時の運用については、下記のように理解しましたが、それで正確ですか。

受講者が分割払金の支払いを遅延したものの、申込規定12(1)①の要件を満たすまでの間については、1回の遅延につき年14.6%もしくは300円のいずれか低い額を遅延手数料として支払いを求めている。

2.変更後の申込み規定では、13(2)は削除されていますので、遅延手数料の支払いを求めることは一切なくなったという理解でよろしいですか。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

事務局

石塚英司

専務理事

磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077